

消防法施行令の一部を改正する政令案等に対する意見募集の結果

消防庁では、消防法施行令の一部を改正する政令案等に対する意見募集について、平成19年2月28日から同年3月29日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、24件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので、公表します。

1 背景

平成18年1月8日、長崎県の認知症高齢者グループホームにおいて、9名の入所者中7名が死亡、2名が負傷する火災が発生したことを踏まえ、認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設について、防火安全対策の強化の観点から、消防用設備等の設置基準等の見直しを行うため、消防法施行令等の改正を行うものです。

2 意見募集の結果

上記1の政令案等について、平成19年2月28日から同年3月29日までの間、意見を募集したところ、24件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙のとおりです。

3 政令の施行等

消防庁では上記1の政令等について、公表した案に基づいて、消防法施行令の一部を改正する政令及び消防法施行規則の一部を改正する省令を平成19年6月13日に公布、平成21年4月1日に施行し、併せて、「小規模社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について」を速やかに各都道府県知事等あて通知する予定です。

【連絡先】 消防庁予防課

長谷川課長補佐・宮路事務官

Tel 03-5253-7523 (直通)

Fax 03-5253-7533

Mail t2.miyaji@soumu.go.jp

【消防法施行令の一部を改正する政令案等についての御意見及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
No.1	<p>認知症高齢者グループホームなどの高齢者集団生活施設内（少なくとも建物内）は禁煙とすること。</p>	<p>個人が生活する空間を対象として消防法令により直接に喫煙行為を一律に規制することは適当ではないと考えており、施設の実態等に応じて、防火管理者を中心として喫煙場所を一定の場所に限定するなど、日常の防火管理業務の中で適切に対応していただくべきものと考えています。</p>
No.2	<p>老人福祉法第29条第1項に定める、有料老人ホームに該当しないその他厚生労働省令で定める施設（「適合高齢者専用賃貸住宅」）については、今回の改正により(6)項の用途に該当しないと考えるか。また、その場合は(5)項口の用途として考えるか。</p>	<p>消防法施行令別表第1に規定する用途の判定については、従来から、他法令の適用関係にかかわらず、実態に即して行っているところです。</p> <p>「適合高齢者専用賃貸住宅」に関しては、様々な実態のものがあると理解しています。入居形態が一般の共同住宅と変わらないものにあつては、消防法施行令別表第1(5)項口の施設と判断されるものと考えていますが、介護が必要な方々を対象とするものであって、かつ、そのような入居者に対して何らかのサービスを提供しているものについては、有料老人ホーム等、消防法施行令別表第1に掲げる施設との比較において居住者のサービスへの依存の程度、サービスの提供内容等を総合的に勘案した上で、その実態に応じ、(6)項ハ又は(6)項口と判断されるものもあつて考えています。なお、この考え方は従前と同様であり、今回の制度改正により考え方が変わるものではありません。</p>
No.3	<p>(1)用途について、老人福祉法等の法令の規定を受けないNPOやボランティア運営の同型の施設の取り扱いはどうするのか。</p> <p>(2)消防用設備等について、特定施設水道連結型スプリンクラー設備のイメージが正確に読み取れない。過大な負担を強いることのない水道直結型のものにするべき。</p> <p>(3)自動火災報知設備について、住宅用火災警報機による特例基準を設けても良いのではないのか。</p> <p>(4)消防機関へ通報する設備</p>	<p>(1)消防法施行令別表第1に規定する用途の判定については、従来から、他法令の適用関係にかかわらず、実態に即して行っているところです。</p> <p>(2)特定施設水道連結型スプリンクラー設備は、御指摘の水道直結型に該当するものと考えています。</p> <p>(3)自動火災報知設備は火災を自動的に感知し、建築物全体に火災の発生を報知するものであり、火災を感知したエリアでしか発報しない住宅用火災警報器では代替することはできないものと考えています。</p> <p>なお、今回の改正に伴い新たに自動火災報知設備の設置が必要となる防火対象物については、全体の規模が比較的小さく、各居室も比較的小さいこと等の特性を踏まえ、住宅用火災警報器を活用した簡易な設備の設置について検討を行うこととしています。</p> <p>(4)消防機関へ通報する火災報知設備は、火災発生時における消防機関への通報にかかる労力を軽減することで、施設の職員等が在館者の避難介助に専念することにより、在館者の避難時間を確保</p>

	<p>についてはスプリンクラー設備と同要件での特例基準を設けてもいいと考える。</p> <p>(5) 特例要件について、流動的であり、実効性を失うおそれがあるため、見直しが必要。</p>	<p>するために必要な設備であり、その設置を不要とする特例を設けることは適切ではないと考えています。</p> <p>(5) 今回お示した特例要件は、当該要件に該当する施設においては、スプリンクラー設備を設置しなくても、火災発生時に自力避難困難な方を安全な時間内に避難させることができることについて、建物・設備の状態に加え、人的体制の面からも確実に担保されることを確認して適用することを想定しているものであり、今回の制度改正の実効性は確保されるものと考えています。</p>
No.4	<p>長崎での認知症高齢者グループホーム火災は違法建築による欠陥住宅で、漏電により火災になったのであり、費用負担等を勘案すると、スプリンクラー設備の設置を義務付けるのは反対。グループホームに義務付けるのは一般住宅に義務付けるのと変わらない。</p>	<p>今回新たにスプリンクラー設備の設置対象となる防火対象物は、自力で避難することが困難な方が入所又は入居されていることに加え、防火管理上、建物構造が脆弱なものが多いため、一定の規模以上のものについては、火災発生時の入所・入居者の安全確保のため、スプリンクラー設備の設置が必要であると考えています。</p> <p>なお、火災原因等の状況については、ライターによる可能性が高いと推察されること等が「認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会報告書」(http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi1803/pdf/180405-6.pdf)にまとめられておりますので御参照ください。</p>
No.5	<p>長崎での認知症高齢者グループホーム火災は構造に欠陥があったのであり、費用負担等を勘案すると、スプリンクラー設備の設置を義務付けるのは反対。グループホームに義務付けるのは一般住宅に義務付けるのと変わらない。また、スプリンクラー設備は誤作動する可能性もある。</p>	<p>今回新たにスプリンクラー設備の設置対象となる防火対象物は、自力で避難することが困難な方が入所又は入居されていることに加え、防火管理上、建物構造が脆弱なものが多いため、一定の規模以上のものについては、火災発生時の入所・入居者の安全確保のため、スプリンクラー設備の設置が必要であると考えています。</p> <p>なお、スプリンクラー設備は信頼性の高い消火設備であり、消防庁としてもその適切な設置・維持を推進しているところです。</p>
No.6	<p>スプリンクラー設備の水量等について、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置した場合に、濁水等で水道事業管理者により給水制限や断水の措置がとられ、当該設備の水量や放水圧力が技術上の基準に適合しなくなった場合の維持義務についても、当該防火対象物の関係</p>	<p>特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、通常の給水状態において所定の水量や圧力が確保されていることを要件としているものです。</p> <p>また、給水制限や断水等への備えについては、消防計画にあらかじめ定めておく等の措置が必要であり、別途作成予定の消防計画のガイドラインにおいても検討したいと考えています。</p>

	者にあるか。	
No.7	<p>○認知症高齢者グループホームなど的高齢者集団生活施設内(少なくとも建物内)は禁煙とすること。</p> <p>○禁煙にしている施設に対し、第三者が高評価を行うようガイドラインを作成することが重要。</p> <p>○喫煙厳禁と診断された高齢者には、タバコ・ライター・マッチ類の所持の禁止を法的に義務付けるべき。</p>	<p>個人が生活する空間を対象として消防法令により直接に喫煙行為を一律に規制することは適当ではないと考えており、施設の実態等に応じて、防火管理者を中心として喫煙場所を一定の場所に限定するなど、日常の防火管理業務の中で適切に対応していただくべきものと考えています。</p>
No.8	<p>高齢者の入所施設では、タバコは持ち込ませないことを原則として欲しい。</p>	<p>個人が生活する空間を対象として消防法令により直接に喫煙行為を一律に規制することは適当ではないと考えており、施設の実態等に応じて、防火管理者を中心として喫煙場所を一定の場所に限定するなど、日常の防火管理業務の中で適切に対応していただくべきものと考えています。</p>
No.9	<p>防火管理者を選任すべき基準を10人ではなく、5人以下にするべき。</p>	<p>防火管理業務を行う防火管理者を選任すべき収容人員の要件を10人以上としているのは、通常のグループホームは入居者3人につき従業者が1人必要であり、かつ入居者数は1ユニット9人までとなっていることから、通常のグループホームは収容人員が10人以上となり、義務付けの対象となること等によります。</p> <p>なお、防火管理者を選任する必要がない防火対象物であっても、その関係者には防火に関する責任があるのは当然であり、各消防機関においても適切に指導を行っているところです。</p>
No.10	<p>(1) 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第3条第6号に規定された「高齢者専用賃貸住宅」は、構造的にも機能的にも、有料老人ホームに類似するものであり、入居する高齢者の安全確保の必要性は、有料老人ホームと同じ。対象施設に「高齢者専用賃貸住宅」を追加すべき。</p>	<p>(1) 消防法施行令別表第1に規定する用途の判定については、従来から、他法令の適用関係にかかわらず、実態に即して行っているところ。</p> <p>「適合高齢者専用賃貸住宅」に関しては、様々な実態のものがあると理解しています。入居形態が一般の共同住宅と変わらないものにあつては、消防法施行令別表第1(5)項口の施設と判断されるものと考えていますが、介護が必要な方々を対象とするものであつて、かつ、そのような入居者に対して何らかのサービスを提供しているものについては、有料老人ホーム等、消防法施行令別表第1に掲げる施設との比較において居住者のサービスへの依存の程度、サービスの提供内容等を総合的に勘案した上で、その実態に応じ、</p>

	(2)(6)項口に軽費老人ホームを追加すべき。	(6)項ハ又は(6)項口と判断されるものもあると考えています。なお、この考え方は従前と同様であり、今回の制度改正により考え方が変わるものではありません。 (2) 今回の制度改正は、認知症高齢者グループホームにおける火災事案を踏まえ、自力で避難することが著しく困難な方々が入所又は入居する施設を対象として、防火安全体制の強化を図ったものです。このような観点から、関係機関等との協議を経て、改正後の消防法施行令別表第1(6)項口に、対象となるべき施設を規定しています。
No.11	○もっと早く改正すべきだったが、1年以上もかかったのはなぜか。 ○2度とあのようなことが起きないような対策にして欲しい。	平成18年1月8日、長崎県の認知症高齢者グループホームにおいて、9名の入所者中、7名死亡、2名負傷となる火災が発生しました。この火災による被害を踏まえ、消防庁として、認知症高齢者等が入居する施設における防火安全対策のあり方について検討するため、厚生労働省等と連携しつつ「認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会」を緊急に設置し、同年3月29日に「認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会報告書」をとりまとめ、それに基づき、関係機関、関係団体等との意見交換等を経て、今回の制度改正を行うこととしています。
No.12	スプリンクラー設備の設置は過大な設備投資であり、反対。機械的設備より人的増員を考えるべき。	消防庁としても、出火原因となる火気の使用や取扱いを適切に行うこと、防火の責任者である防火管理者を選任し、教育・訓練等を実施することが重要であると考えています。一方で、人員の増強自体が過大な費用負担を招くこと、初動対応の不備が大惨事につながることを踏まえると、ハード面(機械的な面)からもソフト面(人的な面)からも一定の対策を講ずることが必要であると考えています。 なお、人的側面からの対応については、「小規模社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について(案)」において反映されているところです。
No.13	(1)「主として」や、「自力避難困難者」などの全国的な判断基準例を示して頂きたい。 (2) 消火器具の経過措置は不要であり、義務化は施行日からでよい。 (3) 寝具、衣類、ソファなども防炎品にして、敷地内禁煙もあわせて推奨すべき。	(1) 消防法施行令別表第1(6)項口中の「主として」の具体的判断基準としては、現行の消防法施行規則第13条第2項と同様であり、「主として要介護者を入所させるもの」については、要介護者用の居室の定員が全定員の半数以上を占めるもの、「主として障害の程度が重い者を入所させるもの」については、身体障害者等級1級の者の居室の定員が全入所定員の概ね8割を超えるもの等を想定しています。 また、「小規模社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について(案)」の自力避難困難者とは、火災発生時にその危険性を認識できず、又は危険性を認識できたとしても自力で避難する能力に著しく乏しいことが明らかである方々である

		<p>と考えており、具体的には要介護 3 以上の老人、乳児、幼児、障害程度区分 4 以上の障害者等を想定しています。</p> <p>(2) 今回の改正においては、消火器具を含む消防用設備等の設置を義務付けることにより、対象となる施設に一定の費用負担が生じることに配慮する必要があることから、所要の経過措置を設けることとしています。</p> <p>(3) 認知症高齢者グループホームは、認知症の進行防止を図るとともにその回復を目指す施設であることから、生活環境が急激に変化しないよう、防火安全対策上も一定の配慮が必要と考えています。一方で、防災品の使用は火災予防に効果的であることから、その普及に努めているところです。</p> <p>なお、個人が生活する空間を対象として消防法令により直接に喫煙行為を一律に規制することは適当ではないと考えており、施設の実態等に応じて、防火管理者を中心として喫煙場所を一定の場所に限定するなど、日常の防火管理業務の中で適切に対応していただくべきものと考えています。</p>
No.14	<p>○消防法施行令の改正は良いこと。</p> <p>○あのような惨事が 2 度と起きないことを望む。</p>	<p>賛成の御意見として承ります。</p>
No.15	<p>○夜間勤務者 1 人で自力で避難できない者を 4 人も避難させることができるのか。</p> <p>○あのような参事を再び起こさないことを望む。</p>	<p>「小規模社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について(案)」における介助者 1 人当たりの自力避難困難者数の基準は、従業員が火災を覚知した後に自力避難困難者を一人一人手つなぎ、腕組み、背負い等して屋外に避難させることを想定してモデル化したものです。</p>
No.16	<p>(1) 防火管理者について、10 人以上の収容人員がある場合、(6)項は甲種防火管理者が必要となるが、その他の特定防火対象物との整合性も考慮すべきではないか。</p> <p>(2) 275 m²以上とした厳しい基準の根拠が読み取れない。</p> <p>(3) スプリンクラー設備以外の消防用設備について、必要ない。</p> <p>(4) 自動火災報知設備・消火器</p>	<p>(1) 改正後の消防法施行令別表第 1(6)項口に掲げる防火対象物については、他の特定用途防火対象物と異なり、30 人未満の収容人員であっても、自動火災報知設備、スプリンクラー設備等の消防用設備等の設置が義務付けられると考えられることから、その防火管理者については、甲種防火管理講習の受講者等であることが必要と考えています。</p> <p>(2) 改正後の消防法施行令別表第 1(6)項口に掲げる防火対象物については、人命安全上の観点から防火安全対策の強化を図ることが必要ですが、一般住宅と同程度の規模の施設に関しては、その実態にかんがみ、スプリンクラー設備に係る基準の適用対象外としています。</p> <p>なお、基準となる面積の考え方として、平成 15 年に行われた住</p>

	<p>具等の設備につき、面積に関係なく、すべての建物を対象とした場合、消防がすべて把握することは困難であり、面積基準を防火対象物実態調査基準の150㎡とすべき。</p>	<p>宅・土地統計調査の結果を見ると、延べ面積が249㎡以下の住宅が全住宅の約98%を占めていること、消防法施行令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物として利用する場合は、共用室を住宅よりやや広く取るとともに、職員の執務室を設ける必要があることを踏まえ、一般住宅と同程度の規模として、275㎡を基準としています。</p> <p>(3)火災時には、初期消火、通報連絡、避難誘導など一連の応急活動を行うことが必要であり、改正後の消防法施行令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物については、短時間に避難を終わらせるため、より迅速かつ確実にこれらの対応を図る必要があります。</p> <p>このため、スプリンクラー設備だけでなく、在館者に火災の発生を知らせる自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備の設置は必要であると考えています。</p> <p>(4)現行の消防法施行令においても、面積要件を設けずに消防用設備等の設置を義務付けているものがあり、また、改正後の消防法施行令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物の火災危険性を踏まえると、面積の大小にかかわらず、自動火災報知設備等の消防用設備等が必要と考えています。</p>
<p>No.17</p>	<p>(1)スプリンクラー設備の設置は安全上仕方がない。</p> <p>(2)共同購入で価格を下げる努力をしてほしい。</p> <p>(3)「施設」の雰囲気が強くないように配慮をお願いしたい。</p> <p>(4)喫煙室を設置すべき。</p> <p>(5)消火器は入居者が触り、キャップなどを外す場合もあるので、これに変わるものか、設置場所の研究をして頂きたい。</p>	<p>(1)賛成の御意見として承ります。</p> <p>(2)消防用設備等の開発促進や販売形態の工夫などにより、その設置に伴う費用負担を軽減できるよう、消防庁としてもメーカーや販売業者を適切に指導、支援していきたいと考えています。</p> <p>(3)小規模社会福祉施設に設置されるスプリンクラー設備は比較的簡易なものであり、施工を工夫すること等により、認知症高齢者グループホームの良さである家庭的な環境を維持することは可能であるとと考えています。</p> <p>(4)個人が生活する空間を対象として消防法令により直接に喫煙行為を一律に規制することは適当ではないと考えており、施設の実態等に応じて、防火管理者を中心として喫煙場所を一定の場所に限定するなど、日常の防火管理業務の中で適切に対応していただくべきものと考えています。</p> <p>(5)消火器については、防火管理者を中心として、日常の防火管理業務の中で適切に管理する必要があると考えています。</p> <p>また、消火器の製造メーカーにおいても、利用者のニーズを踏まえ、様々な商品開発に取り組んでいるところです。</p>
<p>No.18</p>	<p>消防用設備等を備えつけるようにする改正は良いことだと思う。</p>	<p>賛成の御意見として承ります。</p>

No.19	今回の消防用設備等を義務付ける改正は良いことだと思う。	賛成の御意見として承ります。
No.20	<p>(1)夜勤者の体制を2名にすべき。</p> <p>(2)面積にて基準を定めるのではなく、自力避難者数に応じて決定すべき。</p> <p>(3)施行期日・経過措置等は数ヶ月単位にすべき。</p>	<p>(1)消防庁としても、出火原因となる火気の使用や取扱いを適切に行うこと、防火の責任者である防火管理者を選任し教育・訓練等を実施することが重要であると考えています。しかしながら、人員を増強し管理面を強化しても火災の発生を完全に無くすことは極めて困難であり、また、人員の増強自体が過大な費用負担を招くこと、初動対応の不備が大惨事につながることを踏まえると、ハード面(機械的な面)からもソフト面(人的な面)からも一定の対策を講ずることが必要であると考えています。</p> <p>なお、人的側面からの対応については、「小規模社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について(案)」において反映されているところです。</p> <p>(2)改正後の消防法施行令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物については、自力で避難することが著しく困難である方々が入所し、又は入居するものであり、火災発生時には大きな被害が発生する可能性が極めて高いことから、スプリンクラー設備等の消防用設備等を設置することにより、一定の避難時間を確保する必要があると考えています。</p> <p>実際に自力で避難することが著しく困難な方が少数であっても、火災発生時にはその方々が危険な状況に陥る可能性が極めて高いこと等から、その実際の数を基準として消防用設備等の要否を一律に判断することは適切ではないと考えています。</p> <p>ただし、建築物の耐火性能に加えて、夜間の人員体制等を考慮すると、個別の判断によりスプリンクラー設備の設置の必要性が高くないと考えられるものも想定されることから、「小規模社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について(案)」において一定の判断基準を示すこととしています。</p> <p>(3)今回の制度改正においては、消火器具を含む消防用設備等の設置を義務付けることにより、対象となる施設に一定の費用負担が生じることに配慮する必要があることから、過去の消防法施行令の改正の際の経過措置等を参考として、所要の経過措置を設けることとしています。</p>
No.21	改正案は既存のグループホームにかなりの負担を強いるものであり、経過措置等を含め、できるだけ経費捻出のかからないものとなるよう検討していただき	今回の制度改正により新たに設置が必要となる消防用設備等については、小規模な社会福祉施設の実態にかんがみ、水道管に直結するタイプなど比較的簡易な形態のスプリンクラー設備の設置を認めており、さらに、自力避難が困難な方々の数に応じた職員等が一定数確保されている施設等については、消防長等の判断により、スプリンクラ

	たい。	<p>一設備の設置を不要とする特例を認めることとしています。</p> <p>また、5年の経過期間を設けるなど、社会福祉施設の運営に支障がないよう、所要の措置を講じることとしています。</p>
No.22	<p>(1)床面積 275 m²以上の(6)項口を含む(16)項イについても、対象とすべき。</p> <p>(2)自動火災報知設備を煙感知器に限定すべき。</p> <p>(3)「一時避難場所に直接避難できるもの」という要件は安全性の面から問題があるのではないか。</p> <p>(4)火災安全システム(住宅用火災警報器と連動して、消防機関へ通報するシステム)を採用すべき。</p>	<p>(1)今回のスプリンクラー設備の設置基準の強化に当たっては、改正後の消防法施行令別表第1(6)項口に掲げる用途の火災危険性に着目したものであることから、消防法施行令第9条を適用することにより、消防法施行令別表第1(16)項イ(複合用途防火対象物)の一部として、(6)項口に掲げる用途に該当する部分が275 m²以上存在する場合についても、単独の(6)項口に掲げる用途に供する防火対象物と同様に、その部分にスプリンクラー設備を設置する必要があることとしています。</p> <p>(2)自動火災報知設備の感知器については、消防法施行規則第23条第5項及び第6項においてその設置場所に適応した種別を定めております。</p> <p>これらの基準の範囲内において、施設の実態等に応じ、より早期の火災感知に資する種別の感知器を選択していただくべきものと考えています。</p> <p>(3)「小規模社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について(案)」における御指摘の特例の対象となる小規模福祉施設の構造上の要件として、火災初期の煙や熱に対し、屋外、外気に開放された廊下、バルコニー等に避難することができることに加え、平屋建て又は地上二階建てであること、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料、準不燃材料又は難燃材料でされているものであること、また、構造上確保しなければならないこととして、扉又は掃出し窓を介して一時避難場所に直接出ることができるものであること等を求めており、消防隊の到着に要する時間等を勘案しても、一定の安全性が確保されているものと考えています。</p> <p>(4)改正後の消防法施行令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物については、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備をともに設置することが義務付けられることとしています。</p> <p>これらの設備が連動して作動することは非常に有効であると考えられますので、積極的な導入が図られるよう、普及促進に努めたいと考えています。</p>
No.23	<p>(1)水道連結の配管は水道法上認定のとれたものにすべき。また、各地域で水道条例が存在するが、整合はとれて</p>	<p>(1)水道法令との整合性が確保されるよう、関係機関・団体に適切な情報提供を行いたいと考えています。</p> <p>(2)通常の防火区画との整合性を図るため、消防法施行規則の要件として、4以上の居室を含まないこと、すなわち、3以下の居室を含</p>

	<p>いるのか。</p> <p>(2) 省令案要綱第二の一のホで区画された部分すべてが4以上の居室を含まないこととなっているが、防火区画は通常2~3となっている。矛盾しないか。</p> <p>(3) 施行日前の新築のグループホーム等には、どのような基準でスプリンクラー設備を設置すべきか。</p> <p>(4) 現在 K30 の特例検定のスプリンクラーヘッドが存在するが、今回の改正で使用は可能か。</p>	<p>むものであることを規定しているところです。</p> <p>(3) 施行日前に新築された施設については、経過措置により、平成24年3月31日までは、改正前のスプリンクラー設備の設置基準が適用されることとなりますが、火災安全性の確保の観点からは、本制度改正に係る政省令が公布された後は、できるだけ改正後の基準に基づき、スプリンクラー設備の設置を検討していただきたいと考えています。</p> <p>(4) 特定施設水道連結型スプリンクラーのヘッドは閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド又は開放型スプリンクラーヘッドを用いることとしていますが、K30の使用を含め、規格上の取扱いについて、今後検討していきたいと考えています。</p>
No.24	<p>(1) 自力避難困難者と同じ人数の介護者もしくは近隣協力者が必要ではないのか。</p> <p>(2) 案の3(3)で自力避難困難者が誘導に従って自立的に歩行避難するのは困難であり、「自力避難困難者」という定義とは矛盾するのではないか。また、3(4)で従業者が確保されているということは、どういった状態か。</p>	<p>(1) 「小規模社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について(案)」における介助者1人当たりの自力避難困難者数の基準は、従業者が火災を覚知した後に自力避難困難者を一人一人手つなぎ、腕組み、背負い等して屋外に避難させることを想定してモデル化したものです。</p> <p>(2) ここでいう「自力避難困難者」については、運動能力的に自力で歩行することが困難である者以外の者も含んでおり、このような方々であっても適切な誘導が伴えば自立的な歩行避難が可能な場合、特例の適用ができると考えています。</p> <p>したがって、「従業者等が確保されている」とは、火災が発生した場合に誘導を行う従業者等が常に1人以上確保されていることを意味しています。</p>